

内閣参質二一二第八三号

令和五年十二月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員岸真紀子君提出離婚後共同親権とドメスティック・バイオレンス及び児童虐待に係る懸念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員岸真紀子君提出離婚後共同親権とドメスティック・バイオレンス及び児童虐待に係る懸念に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの父母の離婚後の親権制度に関する規律の在り方も含めて、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについては、令和三年二月十日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問がされ、法制審議会家族法制部会において、調査審議が行われているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二から五までについて

お尋ねについては、いずれも仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。